産業医契約書

株式会社○×工業（以下「甲」という）は、○×医院○×○夫（以下「乙」という。）を、労働安全衛生法第13条による産業医として選任した。よって、下記のとおり産業医委嘱に関する契約を締結する。

1. 乙は、甲の事業場において、労働安全衛生法第13条の規定する業務及び、労働安全衛生規則第14条及び第15条に定められた業務及びそれに付随する以下の業務を行う。
2. 従業員の健康診断結果に対する助言並びに健康相談
3. 衛生委員会へのアドバイザーとしての参加並びに助言
4. 健康教育・衛生教育として社内向けセミナーの講師
5. 事務所の巡視と作業方法又は衛生状態の確認並びに助言
6. その他１～４に付随する業務
7. 甲は、乙が第1項の業務を遂行するに当たり、乙の勧告・指導を尊重するとともに、随時その意見を徴し、労働者の安全と健康の確保に遺憾なきを期さなければならない。また、甲は、乙の第１項による勧告、指導もしくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、労働安全衛生規則第14条第4項に規定するとおり、解任その他不利益な取り扱いをしてはならない。
8. 乙が第1項に定める業務遂行中に生じた人的及び物的事故については、乙の重大な過失に基づくものを除き、すべて甲の責任において処理し、かつ、これを補償する。
9. 本契約は、契約日より1年間有効とする。ただし、甲乙双方から、特に申し出のない場合は、自動的に更新される。なお、甲または乙のいずれか一方から契約破棄の申し出がなされたときは、その申し出のときから一カ月の期間をおいて、この契約を解除することができる。
10. 本契約に定めのない事項または本契約に関して疑義を生じたとき、本契約の条項につき、その内容を改定する必要が生じたときは、甲乙双方の協議のうえ取り決めるものとする。
11. 本契約第1項の業務遂行にともなう月額報酬は次のとおりとする。

基本月額 ００，０００ 円（税込）を、毎月末日までに支払うものとする。

交通費、その他第1項に定めた職務遂行に必要な経費は別途支給するものとする。

本項に定めた、基本月額には、健康診断、診療等第１項に定めない業務については含まない。

1. 本契約書締結の証として本契約書２部作成し、甲乙各１部保持する。

令和　　年　　月　　日

甲： 東京都

株式会社○×工業

代表取締役　○○　○○

乙： 東京都

○×医院　○×　○夫